実践力PowerUp講座 TEXT

テキスト

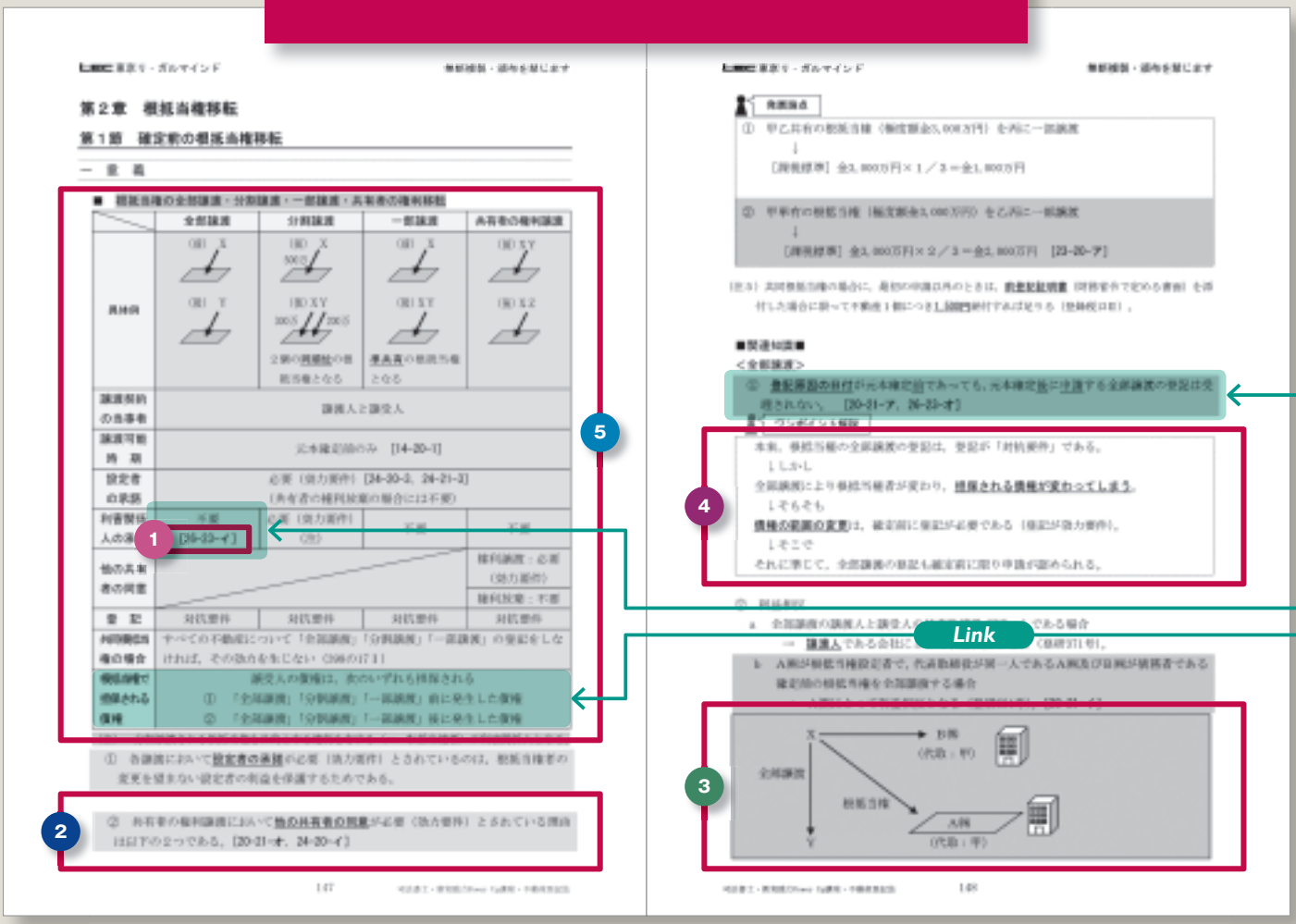

1 NEW 過去問番号を追加（平成13年以降）

テキストでの復習の際に、過去問を探す手間が軽減されました。効率的に知識の定着を図れます。

2 NEW 超重要論点が一目瞭然

問題を解く際の軸肢となる、超重要な基礎知識が一目でわかるように、網かけになりました。必ず復習をするべきところが一目瞭然です。

3 図でイメージ!

権利関係の図をふんだんに使用しています。図を見ながら講義を聴くことで、理解度が格段に上がります。また、図は記憶にとどまりやすいので、知識の脱落防止にも役立ちます。

4 周辺知識も一気に習得!

基礎となる知識のほかに、習得すべき判例や知識を随所に掲載しています。周辺知識も一緒に取り込むことで、より一層理解が深まります。

合格者が語る「テキストのここがよかった」

藤原直巳さん

◆実践力PowerUp講座は基本論点から発展論点まで幅広く載っており、合格までの知識を得るのに十分なインプット教材だと感じました。◆理解・暗記しやすいように図表が多く載っており、ワンポイント解説や関連判例でプラスαの知識を関連付けて覚えることができるので暗記と同時に理解も深まりました。

2年目以降のために。網羅的な再インプット、知識の再確認・補充

COVERALL　INPUT

復習用教材

スマホで暗記司法書士（主要4科目で使用）／**セルフレクチャー**（マイナー科目で使用）

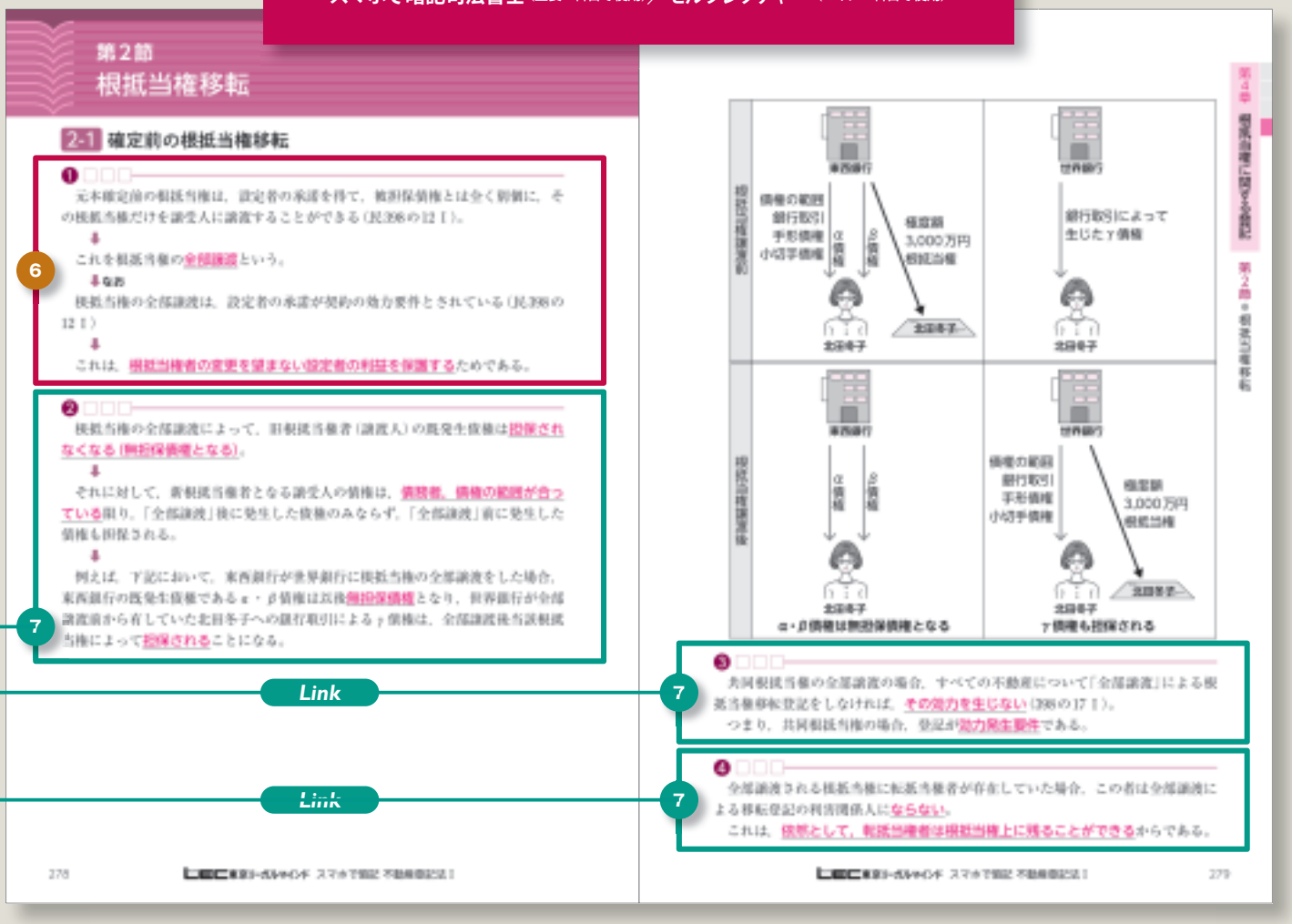

第2節
根抵当権移転

2-1 確定前の根抵当権移転

❶ 元本確定前の根抵当権は、設定者の承諾を得て、被担保債権とは全く別個に、その根抵当権だけを譲受人に譲渡することができる（民398の12Ⅰ）。

⬇

これを根抵当権の全部譲渡という。

⬇なお

根抵当権の全部譲渡は、設定者の承諾が契約の効力要件とされている（民398の12Ⅰ）

⬇

これは、根抵当権者の変更を望まない設定者の利益を保護するためである。

❷ 根抵当権の全部譲渡によって、旧根抵当権者（譲渡人）の既発生債権は担保されなくなる（無担保債権となる）。

⬇

それに対して、新根抵当権者となる譲受人の債権は、債務者、債権の範囲が合っている限り、「全部譲渡」後に発生した債権のみならず、「全部譲渡」前に発生した債権も担保される。

⬇

例えば、下記において、東西銀行が世界銀行に根抵当権の全部譲渡をした場合、東西銀行の既発生債権であるα・β債権は以後無担保債権となり、世界銀行が全部譲渡前から有していた北目冬子への銀行取引によるγ債権は、全部譲渡後当該根抵当権によって担保されることになる。

Link　Link

❸ 共同根抵当権の全部譲渡の場合、すべての不動産について「全部譲渡」による根抵当権移転登記をしなければ、その効力を生じない（398の17Ⅰ）。

つまり、共同根抵当権の場合、登記が効力発生要件である。

❹ 全部譲渡される根抵当権に転抵当権者が存在していた場合、この者は全部譲渡による移転登記の利害関係人にならない。

これは、原則として、転抵当権者は根抵当権上に残ることができるからである。

278　LEC東京リーガルマインド スマホで暗記 不動産登記法Ⅰ　　279　LEC東京リーガルマインド スマホで暗記 不動産登記法Ⅰ

5

表で横断整理！

多くの判例や条文を覚えなければならない論点には、表をつかって横断的に整理できるようになっています。

6

結論に至る理由も解説！

理由を答えさせる問題が多いため、理解が深まり忘れにくくなります。

7

テキストと連動

「講義テキスト」と「スマホで暗記 司法書士／セルフレクチャー」とが連動しています。知識の拡散を防ぐことができます。

合格者が語る「復習用教材のここがよかった」

薬師寺晃雄さん

◆授業の復習をする際の「セルフレクチャー」というオリジナル教材が非常に役立ったと思います。後回しになりがちな復習ですが、配られた教材ならば、消化しないといけない、という気持ちになり、強制的に復習させられる、という感じでした。◆セルフレクチャーの中で分からなかった部分はテキストに戻り再度の復習をする、といった感じでした。